

問題を起こした生徒への指導

1 盛岡中央高等学校 懲戒規程

(問題行動を起こした生徒に対する指導)

第 4 条 問題行動を起こした生徒に対する指導は、説諭及び謹慎とする。

第 5 条 説諭は学年統括長および学年長からの指導を原則とする。

第 6 条 謹慎は、問題行動を反省し、自己を見つめ直すことを目的に登校謹慎とする。ただし、状況によっては家庭謹慎とする。

(責任教育ガイドライン)

第 21 条 本校の品位を保ち、生徒の規範意識を醸成するため、問題行動を起こした生徒に対する指導の基準として、責任教育ガイドラインを定めることとする。

2 責任教育ガイドライン

別紙

盛岡中央高等学校 責任教育ガイドライン

○下記は基準であり、指導内容・期間は個別の事案ごとに検討し決定する

指導レベル	内容	指導者／申渡者	指導対象（例）	指導期間〔目安〕
レベル5	触法行為 社会規範に反する行為 校則に反する行為 等	校長	薬物乱用・暴行傷害・恐喝（金銭強要含） いじめ・不健全性的行為（不純異性交遊含） 無免許運転（幫助含） 飲酒酒気帯びによる運転・四輪自動車運転 自動二輪車運転・人身事故（加害） 誹謗中傷（口頭、インターネット、SNS等）	特別指導 不定期 （謹慎）
レベル4			万引・窃盗・飲酒（同席含）喫煙（同席を含） 高校生運転の四輪車同乗・暴走（類似）行為 詐欺行為（キセル乗車含）・無断運転免許取得	特別指導 ～10日 （謹慎）
レベル3			占有離脱物横領・公共物破損・深夜徘徊 遊技場徘徊・喫煙具所持・自動二輪同乗 ピアス（穴あけ含）・無断アルバイト（アルバ イトは原則禁止）	特別指導 ～7日 （謹慎）
レベル2	社会規範に反する行為 校則に反する行為 不良行為 等	学年統括長 学年長	自動車学校無許可入学 考査の不正行為 授業妨害となる行為	説諭
レベル1	社会規範に反する行為 校則に反する行為 マナー違反 等	担任・部顧問・教科担任等	社会的常識に逸脱する行為 服装規程に反する行為 学習者としての責任を果たそうとしない行為 時と場合を弁えない礼を欠く言動 他者への思いやりに欠ける言動 携帯電話の時間外使用 【許可時間：朝学習前、昼休み、放課後】 校内持込禁止物の持込 （ドライヤー、ヘアアイロン、漫画類、カード 類、ゲーム機、化粧品、ガム 等） 生徒間での金銭の貸し借り 生徒間での物品の売買 私物の管理と整理整頓	嚴重注意

平成21年 4月 1日 策定
 平成25年12月 9日 改訂
 平成27年 4月 1日 改訂
 平成29年 4月 1日 改訂
 令和 2年 4月 1日 改訂
 令和 3年 4月 1日 改訂
 令和 5年 4月 14日 改訂
 令和 6年 3月 7日 改訂

令和 7年 4月 1日 改訂